

世田谷区移動支援事業 の手引き

**令和 8 年 4 月
世 田 谷 区**

1 事業概要

外出が困難な障害者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加や余暇活動等に必要な外出時の支援を行います。

2 対象者

障害種別	要件
全身性障害者(児)	「重度訪問介護」の対象となる程度の障害を有し、外出時の移動に係る支援を必要とする方。
視覚障害者(児)	「同行援護」の対象とならない外出時の移動に係る支援を必要とする方。
知的障害者(児)	知的障害を有し、外出時の移動に係る支援を必要とする方。
精神障害者(児)	精神障害を有し、外出時の移動に係る支援を必要とする方。
高次脳機能障害者(児)	医師の診断書等により高次脳機能障害が認められ、高次脳機能障害特有の障害のために外出時の移動に係る支援を必要とする方(介護保険第1号の被保険者に該当する方を除く)。

※ 上記対象要件を満たす方のうち、以下に該当する場合はサービスの対象外となります。

① 障害者支援施設等の入所施設へ入所中の方。

※ ただし、帰省(帰宅)する場合は、例外的に移動支援を利用できる場合があります。
(詳細は p.10 の Q14 参照)

② 「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」の支給決定を受けている方。

※ ただし、これらのサービスでは利用することができないサービス内容(通学や通所にかかる支援等)については、移動支援を利用できる場合があります。

③ 介護保険の対象となる方。

※ ただし、高次脳機能障害の方以外で、障害固有の理由で社会参加等における外出時の支援が必要な場合は、対象となる場合があります。

※ 精神障害者保健福祉手帳を有している65歳未満の若年性認知症患者で、必要と認められる場合には、対象となります。

3 支給量基準

障害種別	支給基準時間数（1ヶ月あたり）
全身性障害者	93時間まで
視覚障害者、知的障害者、 精神障害者、高次脳機能障害者	50時間まで
児童	40時間まで（※通学にかかる支援は、支給時間数のうち23時間まで）

実際の支給決定時間数は、利用者の状況から個別に判断した上で決定します。

- ※ 通学にかかる支援は、区内・区外の学校に関わらず、通学経路や交通機関の状況等により著しく通学に時間を要する場合に、支給基準時間数40時間の上限を超えない範囲で、23時間を超える時間数を支給決定することができます。
- ※ 家族の傷病等、緊急かつやむを得ない理由により、支給基準時間数を超えるサービス利用が必要な場合は、区役所内での協議の上、認められる場合があります。詳しくは、お住いの地域の各総合支所保健福祉課までお問合せください。

4 サービス内容

利用者の状況により、「身体介護なし」、「身体介護あり」のいずれかのサービスを受けることができます。

- 身体介護なし…目的地までの誘導、移動中の見守り及び促し、外出先での読み書き等
- 身体介護あり…身体介護なしのサービスと、それに付随した排泄・食事・車椅子の介助・安全確保のための手引（外出前の準備、帰宅直後の支援を含みます）
- ※ 「身体介護なし」「身体介護あり」にかかわらず、安全確保や危険回避のために利用者の身体に触れて制止することは、移動支援の業務として差し支えありません。
- ※ 高次脳機能障害者（児）への移動支援は、移動内容の「振り返り」もサービス内容に含まれます（移動時間を30分延長して算定可能）。

5 対象となる外出

（1）日常生活上必要不可欠な外出

例）行政機関や金融機関での手続きや公共料金の支払、冠婚葬祭、日用品の買い物同行等

（2）社会生活又は余暇活動を充実させるための外出

例）散歩や娯楽施設への移動、趣味等のための買い物同行など

- ※ 対象者が**小学生**である場合は、次の場合に限り事業の対象となります。

介護者が病気等（就労を理由に対象者の社会生活又は余暇活動が著しく確保できない場合を含む。）の理由により付き添えない場合であって、区役所内での協議にて承認された場合。

- ※ 対象者が**就学前の児童**である場合は、次の場合に限り事業の対象となります。

対象者がその障害により自宅で過ごすことが困難であるため、やむを得ず外出する場合であって、介護者が病気等（就労は除く）の理由により付き添えない場合。余暇活動のための外出、長時間にわたる外出は対象外となります。

6 対象とならない外出と通学・通所

以下の外出は事業の**対象外**となります。

(1) 通勤・営業活動等の経済活動に係る外出

※ ただし、視覚障害者が転入・転居したばかりで土地勘がない場合など、通勤にあたり支援を要する場合に、慣れるまでの期間（3ヶ月程度）利用が認められます。

(2) 社会通念上適切でないと認められる外出

(3) 通年かつ長期にわたる外出

※ 通年かつ長期にわたる外出の例外として、一定の要件を満たす場合に、通学・通所に関する外出が事業の対象となります（通学や生活介護施設への通所の対象となる方については受給者証にその旨を記載しています）。詳細については、以下①②③をご参照ください。

《通年かつ長期にわたる外出の例外》

① 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（幼稚部を除く）への通学及び療育の場* への通所

要件 介護者が病気等（就労を含む）の理由により、長期にわたり送迎することができない場合（利用には、別途支給決定が必要です）。

* 療育の場 … 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスもしくはこれらに準ずるサービスを提供する事業所または施設

なお、大学への通学は原則移動支援の算定対象外となりますが、視覚障害者が転入・転居したばかりで土地勘がない場合など、通学において支援を要する場合に、慣れるまでの期間（3か月程度）利用が認められます。

② 生活介護施設への通所

要件 介護者が病気等（就労を含む）の理由により、長期にわたり送迎することができない場合（利用には、別途支給決定が必要です）。

③ 通所施設と短期入所施設間の移動

・生活介護施設と短期入所施設間の移動

生活介護施設と短期入所施設間での双方向の移動について、一般の移動支援の支給決定による利用が認められます。

・就労継続支援施設と短期入所施設間の移動

家族の傷病、遠方への外出など緊急を要する場合に、就労継続支援施設と短期入所施設間での双方向の移動について、一般の移動支援の支給決定による利用が認められます。

※ 具体的なサービスの利用例については、「**12 サービス例示**」をご参照ください。

7 サービス単価

移動支援のサービス提供の実績は、30分毎に算定*されます。サービス内容（身体介護なし又はあり）、サービス提供時間帯等により、以下のとおり単価が設定されています。

*15分以上のサービス提供は、30分に繰り上げて計上されます。

＜例＞・20分のサービス提供 → 30分で算定

・1時間47分のサービス提供 → 2時間で算定

・1時間40分のサービス提供 → 1時間30分で算定

(1) 身体介護なし

① 視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

	日中 (8時～18時)	夜間早朝 (18時～22時、 6時～8時)	深夜 (22時～6時)
30分毎	1,050円	1,313円	1,575円
短時間ヘルパー調整加算	400円		

※ 短時間ヘルパー調整加算とは、移動支援（身体介護なし）を30分のみ提供した場合に計上される加算です。

② 高次脳機能障害者（児）

	日中 (8時～18時)	夜間早朝 (18時～22時、 6時～8時)	深夜 (22時～6時)
30分毎	1,207円	1,509円	1,811円
短時間ヘルパー調整加算	460円		

(2) 身体介護あり

① 全身性障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）

	日中 (8時～18時)	夜間早朝 (18時～22時、 6時～8時)	深夜 (22時～6時)
最初の30分まで	2,700円	3,375円	4,050円
1時間まで	4,300円	5,375円	6,450円
1.5時間まで	6,200円	7,750円	9,300円
以降、30分毎に	900円	1,125円	1,350円

② 高次脳機能障害者（児）

	日中 (8時～18時)	夜間早朝 (18時～22時、 6時～8時)	深夜 (22時～6時)
最初の30分まで	3,105円	3,881円	4,657円
1時間まで	4,945円	6,181円	7,417円
1.5時間まで	7,130円	8,912円	10,695円
以降、30分毎に	1,035円	1,293円	1,552円

8 利用者負担額

障害者総合支援法の所得階層区分を準用し、下表のとおりとなります。

＜１８歳以上＞ ※世帯の範囲は、障害のある方とその配偶者となります。

所得階層		利用者負担額	利用者負担 上限月額
生活保護	生活保護受給者世帯	なし	0 円
低所得 1	区民税非課税世帯		
低所得 2			
一 般	区民税課税世帯で区民税所得割額 16 万円未満の世帯	サービス単価の 1 割	9,300 円
	区民税課税世帯で上記以外	サービス単価の 1 割	37,200 円

＜児童（１８歳未満）＞ ※世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

所得階層		利用者負担額	利用者負担 上限月額
生活保護	生活保護受給者世帯	なし	0 円
低所得 1	区民税非課税世帯		
低所得 2			
一 般	区民税課税世帯で区民税所得 割額 28 万円未満の世帯	サービス単価の 1 割	4,600 円
	区民税課税世帯で上記以外	サービス単価の 1 割	37,200 円

《利用者負担の上限管理について》

①複数の移動支援事業者を利用している場合の上限管理

利用者が同月に複数の事業者でサービスを利用している場合、利用者負担額が負担上限月額を越えないように、上限管理を行います。ただし、移動支援では「上限管理事業所」を設けていないため、それぞれの事業者から請求があった後に、区が上限管理を行うこととなります。上限管理の結果については、支払通知書に同封する「上限管理結果報告書」にてご確認ください。

②介護給付費・訓練等給付費との上限管理

①の上限管理とは別に、移動支援サービス費と総合支援法に基づく介護給付費及び訓練等給付費（以下「介護給付費等」）とで上限管理を行います。利用者が同月に移動支援サービスと居宅介護・重度訪問介護などの介護給付（及び訓練等給付）サービスのどちらも利用している場合は、介護給付費等の利用者負担額を優先して算定し、移動支援の利用者負担額は、負担上限月額から介護給付費等の利用者負担額を減算した額の範囲内となるように上限管理を行います。この上限管理は、概ねサービス提供月の半年後に、区が利用事業者を通じて行います。上限管理の結果については、サービス提供から概ね半年後に送付される「利用者負担額上限管理結果報告書」にてご確認ください。

※ 児童発達支援や放課後等デイサービスなど、児童福祉法上のサービスは上限管理の対象外です。

9 サービス提供事業者

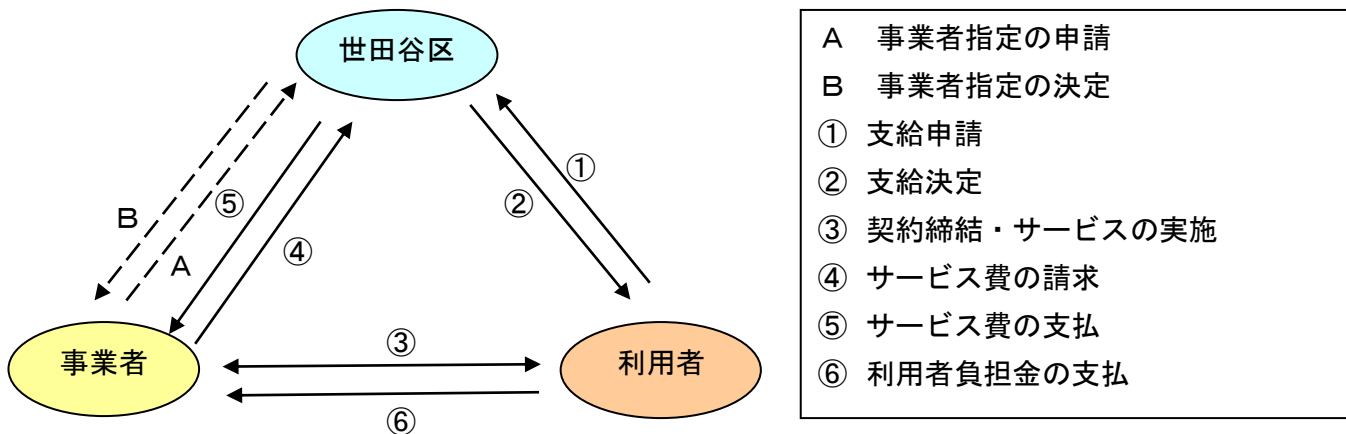
サービスを提供する事業者はあらかじめ世田谷区の指定を受ける必要があります。区のホームページで、指定事業者一覧を公開しています。

指定がなく移動支援サービスの提供を行った場合には、サービス費をお支払いすることが出来ませんのでご注意ください。

指定を受けるには

- 都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に限る）または基準該当事業者（居宅介護に限る）である必要があります。
- 申請書類を、サービス提供開始の概ね2週間前までにご提出ください。詳しくは障害施策推進課へお問い合わせください。

10 サービス利用の流れ



1 1 移動支援従事者の資格要件

ヘルパーが修了している研修・取得している資格と支援できる対象者の関係は次のとおりです。

	視覚 障害者 (児)	全身性 障害者 (児)	知的 障害者 (児)	精神 障害者 (児)	高次脳機 能障害者 (児) ※1
視覚障害者移動支援従業者養成研修課程修了者	○				△※2
日常生活支援従業者養成研修課程修了者		○			△
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者／重度訪問介護従業者養成研修課程修了者		○	△※3	△※3	△
知的障害者移動支援従業者養成研修課程修了者			○		△
知的・精神障害者移動支援従業者養成研修課程修了者			○	○	△
居宅介護従業者養成研修課程修了者（1～3級）／訪問介護員養成研修課程修了者（1～3級）／介護職員基礎研修修了者／介護福祉士実務者研修修了者／介護福祉士	○	○	○	○	△
同行援護従業者養成研修一般課程修了者	○				△
行動援護従業者養成研修修了者			○	○	△
居宅介護職員初任者研修課程修了者／障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者／介護職員初任者研修課程修了者	○	○	○	○	△
みなし証明	○	○	○		△

※1 高次脳機能障害者（児）に対する移動支援は、上記に掲げる者のうち、区が指定する高次脳機能障害者に対する移動支援従事者養成研修課程の修了者に限ります。

※2 高次脳機能障害者のうち、身体介護なしの場合に限ります。

※3 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程の修了者は、知的障害者（児）及び精神障害者（児）に対する移動支援に従事することが認められます。

12 サービス例示

※サービス内容に疑義がある場合は障害施策推進課へお問い合わせください。

項目	利用できる内容	利用できない内容
文化活動 趣味・娯楽	□習い事、大学等で開催される公開講座等に係る移動 □美術館、映画、カラオケ、動物園、コンサート等の 娯楽施設への移動及び移動先施設（敷地）内の移動	
官公署等	□行政機関等での手続き、相談に係る移動	
買い物	□店舗への送迎及び店舗内の移動	□ヘルパーに買い物を頼む、ヘルパー に荷物を持たせる
銀行	□銀行窓口までの移動	□ヘルパーによる預金の引き出し、金 銭の取扱い
病院	□病院への送迎（定期的な通院は原則、通院等介助） □院内での移動（原則、診察室内は除く）※診察中の 待機時間は算定の対象外。	□ヘルパーが1人で薬を取りに行く
経済活動	□小・中学校で実施される障害者理解の授業の講師を 行うための移動 □区・都・国等が主催する審議会等の委員活動に係る 移動	□通勤の支援 （視覚障害者については認められる 場合あり p.2 参照）
宿泊	□宿泊を伴う旅行（旅行地までの往復の移動及び旅行 地での移動）	
イベント （行事）	□イベント開催場所までの送迎及び開催場所での移動 （他事業において福祉サービス費として算定されて いる場合や学校主催の行事については対象外）	
政治・宗教 活動	□神社や教会での参拝・礼拝に係る移動 □選挙の投票、政党の演説会の聴講に係る移動	□布教活動、選挙運動に係る移動
歩行・運動	□散歩	□リハビリの支援
代筆・代読	□移動先でのチラシ・説明書等の代読 □外出中のメモの代筆 □帰宅時の郵便物の確認・代読（玄関先でできる範囲）	□読書が主要な目的となる余暇活動 □契約行為に伴う代筆（原則不可）
施設等利 用者	□短期入所の利用に係る移動 □グループホーム、施設入所者の帰省（帰宅）に係る 移動、帰省（帰宅）中の移動 □グループホーム、短期入所利用中の外出支援（施設 職員が対応できない場合に限る）	□通所サービス利用中の移動 □施設入所中の外出支援
その他	□外出前後の更衣・排泄介助（身体介護ありの方） □冠婚葬祭に係る移動 □銭湯・温泉・シャワー等の入浴等身体介護（緊急時 の対応等について利用者と事業者との間で事前協議 が必要）	□公序良俗に反する行為に係る移動

※ 上記提供内容に該当する場合においても、利用者のアルコール摂取等により安全歩行がで
きない場合の支援は移動支援のサービス対象外です。

1 3 Q & A

Q 1 ヘルパーの2人派遣は認められるか。

A 1 マンツーマンでの支援が原則ですが、利用者の状況（強度の行動障害や身体的状況等）により「2人派遣」の支給決定を受けている場合（受給者証に記載あり）は認められます。

Q 2 ヘルパーの待ち時間はサービス時間に含まれるか。

A 2 原則として待ち時間はサービス時間には含まれません。サービス費の請求は、待ち時間を除いた実際にサービス提供を行った時間で算定してください。

Q 3 移動支援で通院の介助は認められるか。

A 3 原則として、定期的な通院は通院等介助を利用していただきますが、突発的な風邪等の体調不良による通院については、移動支援を利用することが可能です。その場合は、通院等介助の支給決定を受けていないか、通院等介助の実績時間数が支給決定時間数を超過してしまう場合に限りです。

Q 4 通所先から社会参加目的での移動支援を利用できるか。

A 4 通所先から当該目的地までに係る移動については、通所移動支援の支給決定を受けていれば利用することができます。（通所移動支援の要件については、「6 対象とならない外出と通学・通所」を参照）

Q 4 - 2 通所移動支援の支給決定は受けておらず、一般の移動支援の支給決定のみ受けている利用者について、通所先から直接社会参加目的の外出をした後に自宅に帰る場合、どこからサービスの算定対象とできるのか。

A 4 - 2 通所移動支援の支給決定を受けていない場合、社会参加の目的地に到着して以降の目的地内での移動及び帰宅する際の移動について、一般の移動支援の支給決定により算定することができます。

※通所施設のバスストップや最寄駅でヘルパーと待ち合わせをする場合であっても、社会参加の目的地に到着するまでの移動については、「通所」に係る移動と明確に区別することができないため、算定対象とすることができません。

Q 5 娯楽施設等の滞在中は移動支援の対象となるか。

A 5 施設内での移動や排泄等の介助、その他身体介護については、移動支援の対象となります。

Q 6 プールまたは銭湯等温泉施設内の移動支援は認められるか。

A 6 利用施設の管理者側において障害者への合理的配慮が行われておらず、ヘルパーが移動支援事業の対象となる支援を行った場合は算定対象となります。

支援に先立ち、利用者の体調変化、水難事故等の緊急時の対応について利用者（保護者）と事業者が十分協議した上で、実施してください。

Q 6 - 2 プール内で、ヘルパーに水泳を教えてもらうことは算定対象となるか。

A 6 - 2 「水泳の指導」は算定対象外ですが、身体介護や危険回避のために必要な支援については、算定対象となります。

Q 6 - 3 銭湯等温泉施設内での入浴等身体介護は算定対象となるか。

A 6 - 3 施設内での入浴等身体介護について算定対象となります。支援に先立ち、利用者の体調変化、水難事故等の緊急時の対応について利用者（保護者）と事業者が十分協議した上で、実施してください。

Q 6 - 4 夏休み中の学校のプールへの移動に通学移動支援を利用できるか。

A 6 - 4 夏休み中の任意参加のプール行事については、「社会参加」目的となり、通学移動支援を利用することは出来ません。よって、一般の移動支援の支給決定を受けていれば移動支援を利用することができます。

Q 6 - 5 保護者同伴が利用条件となっている施設でサービス提供できるか。

A 6 - 5 保護者に代わってヘルパーが同伴することについて保護者及び施設の了解がある場合は、サービス提供することができます。

Q 7 小学生が学校の帰りに児童館や習い事に行く場合、通学移動支援を利用することはできるか。

A 7 小学生の通学移動支援の対象となるのは、社会通念上通学と一体に行われて妥当と判断される目的に係る移動であり、具体的には、学校の帰りに児童館・図書館・BOP（新BOP）・学習塾（学校の学習内容の補習が目的である場合に限る）等に行く場合が該当します。したがって、小学生が学校の帰りに娯楽施設や習い事等に行く場合にサービス算定することはできません。

Q 8 長期休み中のBOPへの移動に通学移動支援を利用できるか。

A 8 BOPは「学校に準ずるもの」として、通学移動支援の利用を認めています。

Q 9 旅行に移動支援を利用できるか。

A 9 宿泊を伴う旅行であっても、目的地までの往復の移動及び目的地での移動に伴う支援については、移動支援サービスとして算定することが認められます。ただし、介護を必要としない待機時間や、就寝時間等は算定対象となりません。なお、ヘルパーの旅行費用や食事代等については、利用者とヘルパー（又は移動支援サービス事業所）との私的な取り決めによることとなります。

Q 10 学校や事業所等が主催するイベント（行事）に移動支援を利用して参加してよいのか。

A 10 自宅から開催場所までの移動及び開催場所での移動について利用を認めています。ただし、他事業において福祉サービス費として算定されている場合や学校主催の行事については対象外となります。

- Q 1 1** 介護タクシーに利用者とヘルパーが同乗した時間は算定してよいか。
A 1 1 タクシー内においてヘルパーが利用者への支援を行う場合は算定できます。

- Q 1 2** サービス提供の途中にヘルパーを交代することは認められるか。
A 1 2 事前に利用者の了解がある場合は、ヘルパーの途中交代が認められます。

※途中交代する場合の移動支援明細書兼サービス提供実績記録票の記載方法については、「請求書類記載要領」をご確認ください。

- Q 1 3** 施設入所中の者が一時的に自宅に帰る場合、移動支援を利用することはできるか。
A 1 3 施設入所中については、外出支援も含め施設の職員が対応することが前提となるため、原則は移動支援の対象外となります。ただし、施設入所者の状況等を考慮した上で、「一時的な帰宅が必要である」と判断される場合には、入所施設から自宅への往復の移動及び自宅滞在中の移動について、移動支援を利用することができます。
 ※サービス等利用計画等に一時的に帰宅する必要がある旨が記載されていることが条件となります。

1 4 申請・お問い合わせ先

● 支給申請窓口（申請や支給決定に関するお問い合わせ先）

地域	電話	FAX
世田谷総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	03-5432-2865	03-5432-3049
北沢総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	03-6804-8727	03-6804-8813
玉川総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	03-3702-2092	03-5707-2661
砧総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	03-3482-8198	03-3482-1796
烏山総合支所 保健福祉センター 保健福祉課	03-3326-6115	03-3326-6154

● 制度に関するお問い合わせ先

障害福祉部 障害施策推進課	Tel 03-5432-2414	Fax 03-5432-3021
---------------	------------------	------------------

※ 7 ページで示したサービス例示や、Q & A の回答については、一般的な解釈を示したものです。利用者個々の障害状況や家庭内の状況に応じて、記載された内容と異なる判断がされる場合がありますので、あらかじめご了承ください。